

香取広域市町村圏事務組合消防本部及び消防署設置条例

平成18年3月27日

条例第22号

改正 平成18年10月25日条例第29号

平成20年2月21日条例第5号

平成26年2月25日条例第2号

平成31年3月1日条例第3号

(趣旨)

第1条 この条例は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第10条第1項の規定に基づき、消防本部及び消防署の設置、位置及び名称並びに消防署の管轄区域に関し定めるものとする。

(設置)

第2条 香取広域市町村圏事務組合における消防事務等処理するため、消防本部及び消防署を設置する。

(消防本部の名称及び位置)

第3条 消防本部の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称 香取広域市町村圏事務組合消防本部

位置 香取市佐原口2127番地

(消防署の名称、位置及び管轄区域)

第4条 消防署の名称、位置及び管轄区域は、次のとおりとする。

名称 香取広域市町村圏事務組合佐原消防署

位置 香取市佐原口2127番地

管轄区域 香取市、多古町、東庄町

(消防署の分署、分遣所)

第5条 香取広域市町村圏事務組合佐原消防署の管轄区域内に分署、分遣所及び出張所を設置する。

2 分署、分遣所及び出張所の名称、位置及び担当区域は、別表のとおりとする。

附 則

この条例は、平成18年3月27日から施行する。

附 則（平成18年10月25日条例第29号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成20年2月21日条例第5号）

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成26年2月25日条例第2号）

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成31年3月1日条例第3号）

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

別表（第5条第2項）

	名 称	位 置	担当区域
佐原消防署	小見川分署	香取市野田53番地	香取市
	多古分署	多古町多古3546番地5	多古町
	東庄分署	東庄町青馬1814番地1	東庄町
	山田分遣所	香取市仁良312番地7	香取市
	栗源分遣所	香取市岩部3458番地	香取市
	十六島出張所	香取市津宮字新左衛門川5854番地	香取市